

共催・協賛・後援・協力等の取扱処理基準

(目的)

第1条 この処理基準は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という）が関与する催しにおける「共催」、「協賛」、「後援」または「協力」の取扱に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この処理基準における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「共催」とは、本会を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。企画当初から、共催団体は、内容、運営、経費負担等について協議を行うものとする。共催団体は同等の資格により当該行事に参加できるものとする。
- (2) 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。主催団体が企画から実施まで全て責任を有するもので、協賛団体として名義使用の承認を行うものとする。後援と同義であるが、協賛金等の費用負担を伴う場合がある。
- (3) 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る。
- (4) 「協力」とは、第三者が開催の主体となる CSR（企業の社会的責任）等の活動について、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。費用負担は伴わない。

(共催、協賛、後援、協力の依頼)

第3条 本会より他団体へ共催、協賛、又は協力の依頼を行う場合は、企画者はその計画について、運営企画会議において承認を得なければならない。

(共催、協賛、後援の承認)

第4条 本会が他団体より共催、協賛、又は後援の申し込みを受けた場合は、次の(1)に掲げるいずれかに該当し、かつ、(2)に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、運営企画会議が承認する。

(1) 承認することができる場合

- a) 自動車技術の発展、及び人材育成に寄与するものと認められること
- b) 公益性があると認められること
- c) 対象となる団体は、原則として学術団体および官公庁等、またはこれらに準ずること
- d) 本会会員にとって有益であると認められること
- e) 本会の事業の目的および内容に照らし、特に必要と認められること

(2) 承認できない場合

- a) 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められること
- b) その運営方法が、公正でないと認められること
- c) その対象が極めて限定されたものと認められること
- d) その他、本会の業務の目的および内容に照らし、適当でないと認められること

(協力の承認)

第5条 本会が他団体より協力の申し込みを受けた場合は、対象団体が民間企業であっても、対象となる事業の内容が学術的内容又は公益的性格を有するものである場合は、その行事内容によって運営企画会議が審議し、承認する。

附 則

- 1 この処理基準は、2019年8月20日から施行する。